大阪府個人情報保護審議会特定個人情報保護評価等部会議事録

　１　と　き　令和５年11月２日（木曜日）15時から15時40分まで

　２　ところ　ウェブ会議

　３　出席者　田口部会長、大西委員、中尾委員

 ４　議　題

（１）大阪府住民基本台帳法施行条例の改正について

（２）その他

５　議事概要

（１）大阪府住民基本台帳法施行条例の改正について

ア　実施機関説明

　・資料に沿って説明

イ　質疑応答（主な内容）

（委　　員）附票本人確認情報の利用想定事務として、放置違反金の納付命令等の事務、退隠料等の支給に関する事務、遺族年金支給に関する事務の記載があるが、これら３つに限られるのか。

（実施機関）法第30条の15第１項第２号に基づき、条例において本人確認情報を利用できる事務を規定している。今回の改正は当該事務に附票本人確認情報も利用できるようにするもの。庁内調査により、附票本人確認情報を利用する、又は利用が想定される事務として回答があったものを例示として資料に記載した。現在、本人確認情報を利用している事務について、附票本人確認情報も利用することができるよう条例改正を行う。

（委　　員）現在、住基ネットから本人確認情報を利用できるとされている事務のすべてについて、附票本人確認情報が利用できるのか。

（実施機関）条例において本人確認情報を利用できる事務として定めている事務すべてが附票本人確認情報を利用できることとなる。

（委　　員）条例で定める現行の事務に新たに事務を追加することは予定されていないのか。

（実施機関）そのとおり。

　（委　　員）セキュリティ対策について、これまでも住基ネットにて情報を取り扱う職員に対する研修を実施していると記載されているが、条例改正によって新たに研修の対象となる職員は増えるのか。

　（実施機関）増加は想定していない。現状利用できる職員が附票本人確認情報も利用できることとなるのみ。来年度実施する研修では、附票本人確認情報についても研修する予定である。

　（委　　員）国外転出者が在留届出を出して登録するまでにタイムラグが生じると思うが、その対応はどうするのか。

（実施機関）その点は国のネットワークや戸籍附票の取扱いに関する事項となる。政令にて定める施行日が示されず、省令や事務処理要領等が示されていないため、附票本人確認情報の具体的な利用方法や必要な事務処理要領の見直しについては、国のスキームが決定後に検討する。

　　　　　ウ　事務局説明

　　　　　　・資料に沿って説明

　　　　　エ　審議（主な内容）

　　　　　　（委　　員）住民基本台帳法の建付けについて確認したい。住民基本台帳法によると附票本人確認情報を利用することができるのは別表第５に掲げる事務と条例で定めた事務となっているが、別表第５に掲げる事務というのは、特に附票を利用することを想定して作られた事務が列挙されているのか、附票を利用しない事務と全く同じものが定められているのか。

　　　　　　（事務局）今回の改正は戸籍の附票に４情報を記載することで国外転出者の個人情報を取得することを目的としており、附票特有の事務を想定していない。

　　　　　　　　　　　　住民基本台帳法第30条の15第１項第１号で別表第５に掲げる事務を遂行するときに本人確認情報が利用できると規定されており、附票本人確認情報については、改正住民基本台帳法第30条の44の６第１項第１号で別表第５に掲げる事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）と規定している。つまり、そもそも本人確認情報を利用して行う事務について附票本人確認情報を利用することができるという整理になっている。

　　　　　　（委　　員）そのような建付けであれば、条例についてもこれまでの事務について附票本人確認情報を利用できるということで問題ない。

　　　　　・事務局から答申案を説明

　　　　　　（委　　員）平成22年度の答申に記載があるように、条例改正するときには本審議会の意見を求めるということを今回も記載した方がいいのではないか。大きな改正がある場合は、ガバナンスの面からも審議会で審議する方が適切な運用だと考える。

　　　　　　（委　　員）大きな改正の時は審議会に意見を求めることは重要だと考える。

　　　　　　（事務局）改正があれば審議いただくことを前提に、記載については、これまでの答申の状況等を確認して改めてご連絡する。

（２）その他

ア　次回開催等の予定に係る事務連絡